

会務に関する規定

令和〇年〇月〇日

(部会の設置)

第1条 〇〇自治会規約（案）第4条各号に掲げる目的を達成するために、会務を行うための活動班を、以下のとおり設置する。

- (1) 防災班
- (2) 環境美化部班
- (3) 行事班

(役員の種別)

第2条 各活動班に次の役員を置く。

1 防災班

- (1) 部長 〇名
- (2) 副部長 〇名
- (3) 部員 〇名

2 環境美化班

- (1) 部長 〇名
- (2) 副部長 〇名
- (3) 部員 〇名

3 行事班

- (1) 部長 〇名
- (2) 副部長 〇名
- (3) 部員 〇名

(役員の選任)

第3条 各活動班の役員は班長が兼ねる。

(役員の職務)

第4条 各活動班の職務は次のとおりである。

1 防災班

- (1) 防災活動に関する事業計画の運営

2 環境美化班

(1) 環境美化運動に関する事業計画の運営

3 行事班

(1) 前各項各号を除く、事業計画の運営

附 則

この規定は、令和 年 月 日から施行する。